

長運整第411号の2
令和3年9月10日

自動車特定整備事業者 殿

北陸信越運輸局長野運輸支局長



「自動車特定整備事業事務取扱要領」の一部改正について

北陸信越運輸局長より「自動車特定整備事業事務取扱要領」（平成14年8月20日付け達第39号）の一部を別紙のとおり改正したので、了知願います。



北信技整第 117 号
令和 3 年 9 月 9 日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「自動車特定整備事業事務取扱要領」の一部改正について

「自動車特定整備事業事務取扱要領」(平成14年8月20日付け達第39号)の一部を別紙のとおり改正したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成14年8月20日付け達第39号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

新	旧
<p>自動車特定整備事業事務取扱要領</p> <p>平成14年 達第39号 改正 8月20日 平成18年 達第11号 改正 3月31日 平成18年 達第2号 改正 6月2日 平成27年 達第11号 改正 3月19日 平成31年 達第1号 改正 4月5日 令和 達第11号 改正 2年 3月30日 改正 達第4号 令和 2年12月24日 改正 達第3号 令和 3年 5月10日 改正 達第10号 令和 3年 9月 9日</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 法第79条第1項の規定による認証の申請は第1号様式によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者が個人の場合にあつては、住民票の写し（<u>個人番号の記載のないものに限る。</u>）、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等</u>申請者を特定できる書面</p> <p>(3)～(9) (略)</p>	<p>自動車特定整備事業事務取扱要領</p> <p>平成14年 達第39号 改正 8月20日 平成18年 達第11号 改正 3月31日 平成18年 達第2号 改正 6月2日 平成27年 達第11号 改正 3月19日 平成31年 達第1号 改正 4月5日 令和 達第11号 改正 2年 3月30日 改正 達第4号 令和 2年12月24日 改正 達第3号 令和 3年 5月10日</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 法第79条第1項の規定による認証の申請は第1号様式によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者が個人の場合にあつては、住民票等申請者を特定できる書面</p> <p>(3)～(9) (略)</p>

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成14年8月20日付け達第39号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

<p>第3条～第13条（略）</p> <p>第1号様式～第7号様式（略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>1 本達は、令和3年9月9日から施行する。</u></p>	<p>第3条～第13条（略）</p> <p>第1号様式～第7号様式（略）</p> <p>附 則 （略） （新設）</p>
---	--

自動車特定整備事業事務取扱要領

		達第39号
平成14年	8月20日	
	改正	達第11号
平成18年	3月31日	
	改正	達第2号
平成18年	6月2日	
	改正	達第11号
平成27年	3月19日	
	改正	達第1号
平成31年	4月5日	
	改正	達第11号
令和2年	3月30日	
	改正	達第4号
令和2年	12月24日	
	改正	達第3号
令和3年	5月10日	
	改正	達第10号
令和3年	9月9日	

(規定する範囲)

第1条 北陸信越運輸局管内の自動車特定整備事業の認証（以下「認証」という。）に関する事務取扱いについては、道路運送車両法（以下「法」という。）及び道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）等関係法令並びに関係通達など別に定めるものによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(認証の申請)

第2条 法第79条第1項の規定による認証の申請は、第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- (2) 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し等申請者を特定できる書面
- (3) 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証の写し等事業場の所在地を証する書面
- (4) 作業場名（優良自動車整備事業者の認定を受けている者であって、自動車特定整

備事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々の事業場名)、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載した作業場等平面図(第1号様式の事業場平面図に記載する場合は省略できる。)

- (5) 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面等(自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の写し若しくは自動車検査用機械器具の技術基準適合証明番号標(証明番号標)、自動車検査用機械器具検査番号標(検査番号標)の写真とする。)
- (6) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報(施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。)及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面(第1号様式に記載する場合は省略できる。)
- (7) 離れた作業場を有する場合にあつては、当該作業場の土地の使用に係る契約書
- (8) 電子制御装置点検整備作業場を共同使用する場合にあつては、当該作業場の共同使用に関する契約書の写し並びに当該作業場の位置、面積及び車両置場の位置を記載した書面
- (9) 施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う離れた作業場を有する場合にあつては、分解整備及び電子制御装置整備の認証を受けている事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が交わした契約書の写し

(業務の範囲の限定)

第3条 業務の範囲の限定は、次の範囲内で行うものとする。

- (1) 原動機の特定整備を行う事業場であつて、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検・整備を行わない事業場にあつては、「ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く」、軽油を燃料とする原動機の点検・整備を行わない事業場にあつては、「軽油を燃料とする原動機を除く」とする。
- (2) カタピラを有する大型特殊自動車に限定して特定整備を行う事業場にあつては、「カタピラ付大型特殊自動車に限る」とする。

(自動車特定整備事業の種類等の変更申請)

第4条 認証を受けている者が、次に掲げる事項を変更しようとする申請は、第2号様式によるものとする。

- (1) 自動車特定整備事業の種類
- (2) 対象とする自動車の種類
- (3) 対象とする整備及び装置の種類
- (4) 業務の範囲の限定

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) すでに交付を受けている認証書
- (2) 第2条第2項第3号から第8号に規定する書面のうち変更事項に係るもの(第2条第2項第4号に規定する書面については、第2号様式の事業場平面図に記載する場合は省略できる。)

(認証書の交付)

第5条 運輸局長は、認証（第4条の変更によるものを含む。）をしたときは、認証書を申請者に交付するものとする。

2 前項に規定する認証書の様式は、第6号様式によるものとする。

3 認証番号は、次によるものとする。ただし、前条に規定する場合にあっては、認証番号を従前のおりとする。

支局別	認 証 番 号
新 潟	新認証第(1からの一連番号)号
長 野	長認証第(1からの一連番号)号
富 山	富認証第(1からの一連番号)号
石 川	石認証第(1からの一連番号)号

4 第1項の規定による認証書は、再交付をしないものとする。

(変更等の届出)

第6条 法第81条（第2項を除く）から第83条までの規定による届出は、第2号様式（変更等の届出が法第81条第1項第2号のみの場合は、第5号様式）によるものとする。

2 第1項の届出書には、次に掲げる書面等を添付するものとする。

(1) 法第81条第1項第1号及び第2号に規定する変更にあつては、商業登記簿謄本等変更された事項を証する書面

(2) 法第81条第1項第3号に規定する変更にあつては、第2条第2項第3号に掲げる書面

(3) 法第81条第1項第4号に規定する変更にあつては、第2条第2項第4号及び第7号から第9号に規定する書面のうち変更事項に係るもの（第2条第2項第4号に規定する書面については、第2号様式の事業場平面図に記載する場合は省略できる。）

(4) 法第82条第2項に規定する届出にあつては、商業登記簿謄本等事業の相続、合併及び分割の事実を証する書面

(5) 法第83条第2項に規定する届出にあつては、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書面

(廃止届出)

第7条 法第81条第2項に規定する届出にあつては、第3号様式によるものとし、すでに交付を受けている認証書を添付するものとする。

(申請及び届出事項の併記等)

第8条 第4条に規定する申請と第6条に規定する届出を同時にしようとするときは、これを第2号様式に併記して行うことができ、かつ、重複する添付書面については、これを1通とすることができるものとする。

(整備主任者に関する届出)

第9条 施行規則第62条の2の2第2項に規定する届出は、第4号様式によるものとする。ただし、同項第1号及び第2号に規定する事項に係る変更の届出にあっては、第2号様式による届出をもって代えるものとする。

2 前項の届出書（前項ただし書きの変更届を除く。）には、次に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) 分解整備のみを行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、自動車整備士技能検定の合格証書の写し、自動車整備士技能検定の合格証明書の写し又は自動車整備技能者手帳の写し等一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面
- (2) 電子制御装置整備のみを行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、施行規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し又は自動車整備士技能検定の合格証書の写し、自動車整備士技能検定の合格証明書の写し若しくは自動車整備技能者手帳の写し等一級の自動車整備士（一級二輪の自動車整備士を除く。）の技能検定に合格したことを証する書面
- (3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、一級二輪又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、施行規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し、一級の自動車整備士（一級二輪の自動車整備士を除く。）の技能検定に合格した者にあつては、自動車整備士技能検定の合格証書の写し、自動車整備士技能検定の合格証明書の写し又は自動車整備技能者手帳の写し等一級の自動車整備士（一級二輪の自動車整備士を除く。）の技能検定に合格したことを証する書面
- (4) 整備主任者の氏名の変更の届出の場合には、戸籍抄本等変更の事実を証する書面（自動車特定整備事業の証明）

第10条 運輸局長は、自動車特定整備事業者からの願出により、現に効力のある認証に係る事項について証明を行うことができるものとする。

2 前項の願出書の様式は、第7号様式によるものとする。

3 第1項の証明は、前項の願出書に奥書で証明し、願出者に交付するものとする。
（申請書等の提出数）

第11条 申請書、届出書及び添付書面の提出数は、1通とする。ただし、第10条に規定する願出書は、2通とする。

（認証審査の実施）

第12条 運輸支局長は、第2条及び第4条（第1号から第3号までについては縮小又は減縮する場合を除き、第4号については新たに限定する場合を除く。）に規定する申請を受理したときは、書面審査を行うとともに現地確認を実施し、認証基準への適合性について確認するものとする。なお、第4条に規定する申請についても必要に応じて現地確認を実施するものとする。

（認証申請案内）

第13条 運輸支局長は、申請者の利便と事務処理の合理化を図るため、認証申請の手続方法、申請者が留意しなければならない事項及び申請から認証までを記載した「認証

申請案内」を作成し、常時、閲覧等ができるようにしておくものとする。

附 則

- 1 本達は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 本達の施行に伴い、平成14年7月1日付け達第2号「自動車分解整備事業事務取扱要綱」は廃止する。
- 3 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

- 1 本達は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

- 1 本達は、平成18年6月2日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

- 1 本達は、平成27年3月19日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

- 1 本達は、平成31年4月5日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

- 1 本達は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）は、令和6年3月31日までの間、従前の様式を使用することができる。

附 則

- 1 本達は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

- 1 本達は、令和3年5月10日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。）は、令和3年5月31日までの間、従前の様式を使用することができる。

附 則

- 1 本達は、令和3年9月9日から施行する。

認 証 番 号	
認 証 年 月 日	年 月 日

(注) 担当官記載欄

自動車特定整備事業の認証新規申請書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。

また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

(注) 該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)

(注) 必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな) 申請者の氏名又は名称	
申請者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認定番号	

1-① 自動車特定整備事業の種類

自動車特定整備事業 の種類の別	<input type="checkbox"/>	普通自動車特定整備事業
	<input type="checkbox"/>	小型自動車特定整備事業
	<input type="checkbox"/>	軽自動車特定整備事業

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

1-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備							電子制御装置整備※		
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

※電子制御装置整備を申請する場合は以下確認の上、チェック欄にレ点すること。

1-②に記載した電子制御装置整備については、整備用スキャンツール、運行補助装置整備に必要な情報及びエーミングに必要な機器を入手することができる体制が確保できます。	チェック欄 <input type="checkbox"/>
---	--------------------------------

1-③ 業務の範囲の限定

業務の範囲の限定の別	<input type="checkbox"/>	軽油を燃料とする原動機を除く
	<input type="checkbox"/>	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	<input type="checkbox"/>	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	<input type="checkbox"/>	その他 ()

(注) 枠内の該当するものに○を記載すること。

2 工員の構成

工員の構成	合計 (工員数)	整備士数						整備士 以外の 工員数
		一級 (二輪除く)	一級 (二輪)	二級	三級	車体	電気	
	人	人	人	人	人	人	人	人

3 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。 チェック欄 <input type="checkbox"/>			
役員氏名	役職名	役員氏名	役職名

(注) 法人企業の場合は、同法第80条第1項第2号に該当しない者の役職名についても記載すること。

(注) 宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

4 出身業態

出身業態の別	<input type="checkbox"/>	専業	<input type="checkbox"/>	ディーラー	<input type="checkbox"/>	自家
	<input type="checkbox"/>	自動車用品販売店	<input type="checkbox"/>	ガソリンスタンド	<input type="checkbox"/>	受検代行業
	<input type="checkbox"/>	その他 ()				

(注) 枠内の該当するものに○を記載すること。

5 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場	/		m ²	m	
点検作業場			m	m	m ²
車両置場	m	m	m ²	/	

6-① 電子制御装置点検整備作業場等（6-②、7に該当しない場合）

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²	() m	
	() m	() m	() m ²		
車両置場	m	m	m ²		

(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。
 (注) ⑤の車両置場を有する場合には、車両置場の欄の記載を省略することができる。

6-② 電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合）

作業場の規模	間口	奥行
事業場所在地に有する作業場	m	m

(注) 電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

7 電子制御装置点検整備作業場（離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合）

離れた作業場又は 共同使用の作業場の別	離れた電子制御装置点検整備作業場				
	共同使用の作業場				
当該作業場の 所在地 (※1)					
自動車による当該作 業場までの所要時間	分				
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²	() m	
	() m	() m	() m ²		
車両置場 (※2)	m	m	m ²		
施行規則第3条第8号 ハに係る作業場	m	m			
共同使用 の作業場 の管理者 (※3)	氏名又は 名称				
	認証番号				
管理責任者の氏名 (※3)					

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。
 (注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。
 (注) 離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。
 (注) 「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「6-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

8 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

9 作業機械等

	名 称	型式・能力 等	数 量	
作業機械	プレス			
	エア・コンプレッサ			
	チェーン・ブロック			
	ジャッキ			
	バイス			
	充電器			
作業計器	ノギス			
	トルク・レンチ			
	水準器			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ			
	比重計			
	コンプレッション ・ゲージ	(ガリン用)		
		(ジゼル用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テスタ			
	タイミング・ライト			
	シクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	トーイン・ゲージ			
	キャンバ・キャスタ・ゲージ			
	ターニング・ラジラス・ゲージ			
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
整備用スキャンツール				
工具	ホイール・プーラ			
	ベアリング・レース・プーラ			
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケータ			
	部品洗浄槽			
備考				

10 事業場平面図

事業場の名称	
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	

第2号様式（認証）

自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）します。

また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

- (注) 届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。
- (注) 該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
- (注) 必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

(ふりがな) 届出者 申請者 の氏名又は名称	
届出者 申請者 の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	
認定番号	
指定番号	

届出・申請の内容の別		変更年月日	年 月 日
相続		事業場の所在地の変更	
合併		役員の変更	
分割		屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 (面積又は間口若しくは奥行の長さ)	
譲受		自動車特定整備事業の種類の変更	【変更申請】
事業者名又は住所の変更		対象自動車の種類、整備又は装置の種類の変更	【変更申請】
事業場の名称の変更		業務の範囲の変更	【変更申請】

- (注) 役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第5号様式）を使用すること。
- (注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

1 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。	チェック欄 <input type="checkbox"/>
-----------------------------------	--------------------------------

- (注) 宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
- (注) 役員の新任のみの場合は記載を省略できる。

6 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²	m	
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

7-① 電子制御装置点検整備作業場等(7-②、8に該当しない場合)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²		
	() m	() m	() m ²	() m	
車両置場	m	m	m ²		

(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

7-② 電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合)

作業場の規模	間口	奥行
事業場所在地に有する作業場	m	m

(注) 電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

8 電子制御装置点検整備作業場(離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合)

離れた作業場又は 共同使用の作業場の別		離れた電子制御装置整備作業場			
		共同使用の作業場			
当該作業場の 所在地(※1)					
自動車による当該作 業場までの所要時間	分				
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²		
	() m	() m	() m ²	() m	
車両置場(※2)	m	m	m ²		
施行規則第3条第8号 ハに係る作業場	m	m			
共同使用 の作業場 の管理者 (※3)	氏名又は 名称				
	認証番号				
管理責任者の氏名 (※3)					

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

(注) 電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

(注) 離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。

(注) 「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「7-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

9 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

10-① 役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日			
役員氏名	役職名	(年 月 日)
		(年 月 日)
		(年 月 日)
		(年 月 日)
		(年 月 日)
		(年 月 日)
		(年 月 日)

辞任した役員及び辞任年月日			
役員氏名	役職名	(年 月 日)
		(年 月 日)
		(年 月 日)
		(年 月 日)
		(年 月 日)
		(年 月 日)
		(年 月 日)

10-② 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

備考	
----	--

11 作業機械等

	名 称	型式・能力 等	数 量	
作業機械	プレス			
	エア・コンプレッサ			
	チェーン・ブロック			
	ジャッキ			
	バイス			
	充電器			
作業計器	ノギス			
	トルク・レンチ			
	水準器			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ			
	比重計			
	コンプレッション ・ゲージ	(ガリン用)		
		(ジゼル用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テスタ			
	タイミング・ライト			
	シックネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	トーイン・ゲージ			
	キャンバ・キャスタ・ゲージ			
	ターニング・ラジラス・ゲージ			
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
整備用スキャンツール				
工具	ホイール・プーラ			
	ベアリング・レース・プーラ			
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケーター			
	部品洗淨槽			
備考				

12 事業場平面図

事業場の名称	
--------	--

(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)

自動車特定整備事業の廃止届出書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え届出します。

(注) 該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)

(注) 必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
認証番号	

1 廃止年月日、自動車特定整備事業の種類、廃止時の工員数、廃止理由

廃止年月日	年 月 日					
自動車特定整備事業 の種類 の別	<input type="checkbox"/>	普通自動車特定整備事業				
	<input type="checkbox"/>	小型自動車特定整備事業				
	<input type="checkbox"/>	軽自動車特定整備事業				
廃止時の工員数	人					
廃止理由の別	<input type="checkbox"/>	経営不振	<input type="checkbox"/>	倒産	<input type="checkbox"/>	工員不足
	<input type="checkbox"/>	事業合理化	<input type="checkbox"/>	移転・立退き	<input type="checkbox"/>	転業
	<input type="checkbox"/>	合併	<input type="checkbox"/>	協業組合への参加	<input type="checkbox"/>	後継者難
	<input type="checkbox"/>	自己都合	<input type="checkbox"/>	その他 ()		

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

2 廃止に伴って辞任等した整備主任者の氏名

氏名	氏名	氏名

備考	
----	--

第4号様式（認証）

整備主任者（選任・変更）の届出書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（選任・変更）します。

(注) 選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字に○を記載すること。

(注) 該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

(注) 必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

(ふりがな) 届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号又は 講習修了証の受講番号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

(注) 整備主任者等資格取得講習の修了証を有する者は、当該修了証の受講番号を記載すること。

(注) 一級整備士（一級二輪の整備士を除く）は整備士合格証書番号を記載すること。

2 辞任等した整備主任者

氏名	辞任等年月日	氏名	辞任等年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

3 既に選任されている整備主任者

氏名	生年月日	氏名	生年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

備考

--

2 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

3 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。 チェック欄

(注) 宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

(注) 役員の新任のみ場合は記載を省略できる。

備考

--

番 号

認 証 書

事業者名

道路運送車両法第80条の規定により下記のとおり自動車特定整備事業を認証する。

記

- 1 認証番号
- 2 事業場の名称
- 3 事業場の所在地
- 4 自動車特定整備事業の種類
- 5 対象とする自動車の種類
- 6 対象とする整備及び装置の種類
- 7 業務範囲の限定
- 8 最初に認証した年月日

年 月 日

北陸信越運輸局長名

印

自動車特定整備事業の証明願

北陸信越運輸局長 殿

年 月 日

(願出人)

氏名又は名称 _____

住 所 _____

下記のとおり相違ないことを証明願います。

認 証 番 号	認 証 番 号	認 証 年 月 日
認 証 年 月 日		年 月 日
事業者の氏名又は 名称・住所		
事業場の名称・所 在地		
事業の種類	普通自動車 ・ 小型自動車 ・ 軽自動車	
対象とする自動車 の種類、整備及び 装置の種類	普大 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結 ・自動運行・運行補助]	小四 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結 ・自動運行・運行補助]
	普中 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結 ・自動運行・運行補助]	小三 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結 ・自動運行・運行補助]
	普小 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結 ・自動運行・運行補助]	小二 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]
	普乗 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結 ・自動運行・運行補助]	軽 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結 ・自動運行・運行補助]
	大特 [原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結]	
業務範囲の限定		
認証の条件		

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

北陸信越運輸局長 印